第１部　（略）

| 第２部　注射薬 | 規格単位 | 薬価（円） |
|---|---|---|
| （あ）～（く）　（略） | | |
| （け） | | |
| （略） | | |
| ケサンラ点滴静注液350mg | 350mg20mL１瓶 | 64,315 |
| （略） | | |
| （こ）～（わ）　（略） | | |

（特掲診療料の施設基準等の一部改正）

**第三条**　特掲診療料の施設基準等（平成二十年厚生労働省告示第六十三号）の一部を次の表のように改正する。

（傍線部分は改正部分）

第１部　（略）

| 改正後 | | |
|---|---|---|
| 第２部　注射薬 | 規格単位 | 薬価（円） |
| （あ）～（く）　（略） | | |
| （け） | | |
| （略） | | |
| ケサンラ点滴静注液350mg | 350mg20mL１瓶 | 66,948 |
| （略） | | |
| （こ）～（わ）　（略） | | |

| 改正後 | |
|---|---|
| **別表第九**　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 | |
| （略） | |
| ベピロビルセンナトリウム製剤 | |
| ゲフルリマブ製剤 | |
| レカネマブ製剤 | |

| 改正前 | |
|---|---|
| **別表第九**　在宅自己注射指導管理料、間歇注入シリンジポンプ加算、持続血糖測定器加算及び注入器用注射針加算に規定する注射薬 | |
| （略） | |
| ベピロビルセンナトリウム製剤 | |
| （新設） | |
| （新設） | |

**附　則**

この告示は、令和八年十一月十三日から適用する。ただし、第二条の規定は、令和九年二月一日から適用する。

**○厚生労働省告示第三百九十号**

保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十五号）第十九条第一項本文及び第二十条第二号ト、保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則（昭和三十二年厚生省令第十六号）第九条本文並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準（昭和五十八年厚生省告示第十四号）第十九条第一項本文、第二十条第三号ト及び第三十一条本文の規定に基づき、療担規則及び薬担規則並びに療担基準に基づき厚生労働大臣が定める掲示事項等（平成十八年厚生労働省告示第百七号）の一部を次の表のように改正し、令和八年十一月十三日から適用する。

令和八年十一月十二日

厚生労働大臣　上野賢一郎

（傍線部分は改正部分）

| 改正後 | 改正前 |
|---|---|
| 第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 | 第十　厚生労働大臣が定める注射薬等 |
| 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 | 一　療担規則第二十条第二号ト及び療担基準第二十条第三号トの厚生労働大臣が定める保険医が投与することができる注射薬 |
| インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ | インスリン製剤、ヒト成長ホルモン剤、遺伝子組換え活性型血液凝固第Ⅶ因子製剤、乾燥濃縮人血液凝固第Ⅹ因子加活性化第Ⅶ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅷ因子製剤、乾燥人血液凝固第Ⅸ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅷ因子製剤、遺伝子組換え型血液凝固第Ⅸ因子製剤、活性化プロトロンビン複合体、乾燥人血液凝固因子抗体迂回活性複合体、性腺刺激ホルモン放出ホルモン製剤、性腺刺激ホルモン製剤、ゴナドトロピン放出ホルモン誘導体、ソマトスタチンアナログ、顆粒球コロニー形成刺激因子製剤、自己連続携行式腹膜灌流用灌流液、在宅中心静脈栄養法用輸液、インターフェロンアルファ製剤、インターフェロンベータ |